

参考資料

令和3年第1回三豊市議会定例会 提出議案(条例関係)新旧対照表

| | ページ番号 |
|---|-------|
| ・議案第26号関係 …… (三豊市子ども・子育て支援センター機能等検討委員会設置条例 の制定について) | 1 |
| ・議案第27号関係 …… (三豊市立学校適正規模・適正配置検討委員会設置条例の制 定について) | 2 |
| ・議案第28号関係 …… (政治倫理の確立のための三豊市長の資産等の公開に関する条 例の一部改正について) | 3 |
| ・議案第29号関係 …… (三豊市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部 改正について) | 4 |
| ・議案第30号関係 …… (三豊市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正につい て) | 5 |
| ・議案第31号関係 …… (三豊市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 の一部改正について) | 6 |
| ・議案第32号関係 …… (三豊市産地形成促進施設条例等の一部改正について) | 8 |
| ・議案第33号関係 …… (三豊市国民健康保険条例の一部改正について) | 10 |
| ・議案第34号関係 …… (三豊市介護保険条例の一部改正について) | 11 |
| ・議案第35号関係 …… (三豊市地域子育て支援センター条例の一部改正について) | 12 |

| | | |
|--|-----|----|
| ・議案第36号関係 | ・・・ | 13 |
| (三豊市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について) | | |
| ・議案第37号関係 | ・・・ | 14 |
| (三豊市市営住宅設置及び管理条例の一部改正について) | | |
| ・議案第38号関係 | ・・・ | 16 |
| (三豊市定住促進住宅設置及び管理条例の一部改正について) | | |
| ・議案第39号関係 | ・・・ | 18 |
| (三豊市事業所内子育て支援環境整備推進事業補助金審査委員会設置条例の廃止について) | | |

【議案第26号関係】

三豊市こども・子育て支援センター機能等検討委員会設置条例 新旧対照表(抄)

【附則第3項関係】 三豊市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(平成18年三豊市条例第55号) 一部改正

| 改正後 (案) | | 現 行 | |
|--------------------------------|-----------------|---------------------|----------|
| 別表(第2条関係) (単位:円) | | 別表(第2条関係) (単位:円) | |
| 区分 | 報酬額 | 区分 | 報酬額 |
| 略 | | 略 | |
| 子どもの貧困対策検討委員会委員 | 日額 8,000 | 子どもの貧困対策検討委員会委員 | 日額 8,000 |
| <u>こども・子育て支援センター機能等検討委員会委員</u> | <u>日額 8,000</u> | | |
| 障害者福祉計画策定委員会委員 | 日額 8,000 | 障害者福祉計画策定委員会委員 | 日額 8,000 |
| 略 | | 略 | |
| 備考 略 | | 備考 略 | |

【議案第27号関係】

三豊市立学校適正規模・適正配置検討委員会設置条例 新旧対照表(抄)

【附則第3項関係】 三豊市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成18年三豊市条例第55号) 一部改正

| 改正後 (案) | | 現 行 | |
|---------------------------|-----------------|---------------------|----------|
| 別表(第2条関係) (単位：円) | | 別表(第2条関係) (単位：円) | |
| 区分 | 報酬額 | 区分 | 報酬額 |
| 略 | | 略 | |
| 学校給食検討委員会委員 | 日額 8,000 | 学校給食検討委員会委員 | 日額 8,000 |
| <u>学校適正規模・適正配置検討委員会委員</u> | <u>日額 8,000</u> | | |
| 三豊市プロポーザル審査委員会委員 | 日額 8,000 | 三豊市プロポーザル審査委員会委員 | 日額 8,000 |
| 略 | | 略 | |
| 備考 略 | | 備考 略 | |

【議案第28号関係】

政治倫理の確立のための三豊市長の資産等の公開に関する条例(平成18年三豊市条例第264号) 一部改正 新旧対照表(抄)

| 改正後(案) | 現 行 |
|---|---|
| <p>(資産等報告書等の保存及び閲覧)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 何人も、市長に対し、前項の規定により保存されている資産等報告書及び資産等補充報告書、所得等報告書並びに関連会社等報告書の閲覧を請求することができる。</p> | <p>(資産等報告書等の保存及び閲覧)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 市民は、市長に対し、前項の規定により保存されている資産等報告書及び資産等補充報告書、所得等報告書並びに関連会社等報告書の閲覧を請求することができる。</p> |

【議案第29号関係】

三豊市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成18年三豊市条例第42号) 一部改正 新旧対照表(抄)

| 改正後 (案) | 現 行 |
|---|---|
| <p>(派遣職員の給与)</p> <p>第4条 派遣職員(企業職員(地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)第3条第4号の職員をいう。以下同じ。)である派遣職員及び技能労務職員(地方公営企業等の労働関係に関する法律附則第5項の規定の適用を受ける職員をいう。以下同じ。)である派遣職員を除く。以下第6条までにおいて同じ。)のうち、法第6条第2項に規定する業務に従事するものには、その職員派遣の期間中、<u>三豊市職員の給与に関する条例(平成18年三豊市条例第61号)第2条、第16条の2及び第24条の2に規定する給与</u>のそれぞれ100分の100以内を支給することができる。</p> <p>(職務に復帰した職員に関する三豊市職員の給与に関する条例の特例)</p> <p>第5条 職員派遣後職務に復帰した職員(企業職員である職員及び技能労務職員である職員を除く。)に関する三豊市職員の給与に関する条例 <u>第30条</u> 第1項の規定の適用については、派遣先団体において就いていた業務(当該業務に係る労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)第7条第2項に規定する通勤(当該業務に係る就業の場所を地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第2条第2項第1号及び第2号に規定する勤務場所とみなした場合に同項及び同条第3項に規定する通勤に該当するものに限る。)を含む。)を公務とみなす。</p> <p>(企業職員又は技能労務職員である派遣職員の給与の種類)</p> <p>第7条 企業職員又は技能労務職員である派遣職員のうち、法第6条第2項に規定する業務に従事するものには、その職員派遣の期間中、<u>三豊市技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例(平成18年三豊市条例第62号)第2条に規定する給与</u>を支給することができる。</p> | <p>(派遣職員の給与)</p> <p>第4条 派遣職員(企業職員(地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)第3条第4号の職員をいう。以下同じ。)である派遣職員及び技能労務職員(地方公営企業等の労働関係に関する法律附則第5項の規定の適用を受ける職員をいう。以下同じ。)である派遣職員を除く。以下第6条までにおいて同じ。)のうち、法第6条第2項に規定する業務に従事するものには、その職員派遣の期間中、<u>給料、扶養手当、住居手当及び期末手当</u>のそれぞれ100分の100以内を支給することができる。</p> <p>(職務に復帰した職員に関する三豊市職員の給与に関する条例の特例)</p> <p>第5条 職員派遣後職務に復帰した職員(企業職員である職員及び技能労務職員である職員を除く。)に関する三豊市職員の給与に関する条例(<u>平成18年三豊市条例第61号</u>)第30条第1項の規定の適用については、派遣先団体において就いていた業務(当該業務に係る労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)第7条第2項に規定する通勤(当該業務に係る就業の場所を地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第2条第2項第1号及び第2号に規定する勤務場所とみなした場合に同項及び同条第3項に規定する通勤に該当するものに限る。)を含む。)を公務とみなす。</p> <p>(企業職員又は技能労務職員である派遣職員の給与の種類)</p> <p>第7条 企業職員又は技能労務職員である派遣職員のうち、法第6条第2項に規定する業務に従事するものには、その職員派遣の期間中、<u>給料、扶養手当、住居手当及び期末手当</u>を支給することができる。</p> |

【議案第30号関係】

三豊市職員の特殊勤務手当に関する条例(平成18年三豊市条例第63号) 一部改正 新旧対照表(抄)

| 改正後 (案) | | | | 現 行 | | | |
|--------------|------------|--|-------------------|--------------|------------|--|-------------------|
| 別表(第2条関係) | | | | 別表(第2条関係) | | | |
| 手当の種類 | | 支給を受ける職員の 範囲 | | 支給額 | | 支給額 | |
| 略 | | | | 略 | | | |
| 医療業務従 事手当 | 医務手 当 | 医療業務に従事する 医師 | 給料月額110/ 100以内 | 医療業務従 事手当 | 医務手 当 | 医療業務に従事する 医師 | 給料月額110/ 100以内 |
| | 危険手 当 | 医療業務に従事する もの(医師を除く。) | 月額 4,000円以内 | 危険手 当 | 危険手 当 | 医療業務に従事する もの(医師を除く。) | 月額 4,000円以内 |
| | 夜間看 護手当 | 永康病院に勤務する 看護業務に従事する 職員で、夜間の勤務 に従事したもの | 1回 4,000円以内 | 夜間看 護手当 | 夜間看 護手当 | 永康病院に勤務する 看護業務に従事する 職員で、夜間の勤務 に従事したもの | 1回 4,000円以内 |
| | 待機手 当 | 永康病院に勤務する 診療放射線技師、臨 床検査技師で、救急 患者の診療等の業務 のため正規の勤務時 間以外に自宅等にお いて待機を命ぜられ たもの | 1回 1,000円 | | | | |

定める額を除く。)の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

タイム会計年度任用職員との権衡を考慮して規則で定める額を除く。)の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

2 任期が6月に満たないパートタイム会計年度任用職員の1会計年度内における会計年度任用職員としての任期の合計が6月以上に至ったときは、当該パートタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項の任期が6月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。

3 6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にパートタイム会計年度任用職員として任用された者の任期(6月未満のものに限る。)と前会計年度における任期(前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。)との合計が6月以上に至ったときは、第1項の任期が6月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。

【議案第32号関係】

三豊市産地形成促進施設条例等の一部を改正する条例 新旧対照表(抄)

【第1条関係】 三豊市産地形成促進施設条例(平成18年三豊市条例第157号) 一部改正

| 改正後 (案) | | 現 行 | |
|-----------------------|-------------------|-----------------------|----------|
| 別表第2(第7条関係) | | 別表第2(第7条関係) | |
| 1 三豊市高瀬町産地形成促進施設 略 | | 1 三豊市高瀬町産地形成促進施設 略 | |
| 2 三豊市山本町産地直売所 略 | | 2 三豊市山本町産地直売所 略 | |
| 3 たからだの里「物産館」 | | 3 たからだの里「物産館」 | |
| (単位：円) | | (単位：円) | |
| 区分 | 利用料金 | 室名 | 利用料金 |
| | 略 | | 略 |
| 喫茶コーナー | 月額71,200 | 喫茶コーナー | 月額71,200 |
| RVパーク | 1区画1泊3,000 | | |

【第2条関係】 三豊市弥谷山ふれあいの森公園条例(平成18年三豊市条例第184号) 一部改正

| 改正後 (案) | | 現 行 | |
|-------------------|--------------|-------------------|-------------|
| 別表第1(第2条関係) | | 別表第1(第2条関係) | |
| 名称 | 位置 | 名称 | 位置 |
| 生涯学習研修施設ふれあいパークみの | 三豊市三野町大見乙地内 | 生涯学習研修施設ふれあいパークみの | 三豊市三野町大見乙地内 |
| 物産館 | | 物産館 | |
| コスモランドみの(遊具・広場) | | コスモランドみの(遊具・広場) | |
| 駐車場・トイレ | | 駐車場・トイレ | |
| RVパーク | | | |
| その他公が設置した公園内施設 | | その他公が設置した公園内施設 | |
| 別表第2(第8条関係) | | 別表第2(第8条関係) | |
| (単位：円) | | (単位：円) | |
| 区分 | 金額 | 備考 | |
| | 略 | | |
| 滑り台マット | 1枚 | 100 | |
| RVパーク | 1区画1泊 | 3,000 | |

【第3条関係】 三豊市父母ヶ浜海水浴場施設条例(平成18年三豊市条例第187号) 一部改正

| 改正後 (案) | | | 現 行 | | |
|---------------------------------|------------|-----------------|---------------------------------|----------|------------|
| 別表(第7条関係) 利用料金 (単位:円) | | | 別表(第7条関係) 利用料金 (単位:円) | | |
| 施設名 | 区分 | 金額 | 施設名 | 区分 | 金額 |
| 略 | | | 略 | | |
| 駐車場 | 自家用車(1台) | 1日1回 500 | 駐車場 | 自家用車(1台) | 1日1回 500 |
| | バス(中型1台) | 1日1回 1,000 | | バス(中型1台) | 1日1回 1,000 |
| | バス(大型1台) | 1日1回 2,500 | | バス(大型1台) | 1日1回 2,500 |
| <u>RVパーク</u> | <u>1区画</u> | <u>1泊 3,000</u> | | | |
| 備考 略 | | | 備考 略 | | |

【議案第33号関係】

三豊市国民健康保険条例(平成18年三豊市条例第133号) 一部改正 新旧対照表(抄)

| 改正後(案) | 現 行 |
|---|--|
| <p>附 則</p> <p>1～4 略</p> <p>(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金)</p> <p>5 給与等(所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与(健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。)を除く。以下同じ。)の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき(<u>新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))である感染症をいう。以下同じ。)</u>に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。)は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。</p> <p>6～10 略</p> | <p>附 則</p> <p>1～4 略</p> <p>(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金)</p> <p>5 給与等(所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与(健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。)を除く。以下同じ。)の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき(<u>新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症</u> <u>_____</u>に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。)は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。</p> <p>6～10 略</p> |

【議案第34号関係】

三豊市介護保険条例(平成18年三豊市条例第137号) 一部改正 新旧対照表(抄)

| 改正後 (案) | 現 行 |
|---|---|
| <p>(保険料率)</p> <p>第2条 <u>令和3年度から令和5年度まで</u> の各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和3年度から令和5年度までの各年度における</u>保険料率は、同号の規定にかかわらず、2万1,600円とする。</p> <p>3 第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和3年度から令和5年度までの各年度における</u>保険料率は、同号の規定にかかわらず、3万6,000円とする。</p> <p>4 第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和3年度から令和5年度までの各年度における</u>保険料率は、同号の規定にかかわらず、5万400円とする。</p> | <p>(保険料率)</p> <p>第2条 <u>平成30年度から令和2年度まで</u>の各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和2年度の</u>____保険料率は、同号の規定にかかわらず、2万1,600円とする。</p> <p>3 第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和2年度の</u>____保険料率は、同号の規定にかかわらず、3万6,000円とする。</p> <p>4 第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和2年度の</u>____保険料率は、同号の規定にかかわらず、5万400円とする。</p> |

【議案第35号関係】

三豊市地域子育て支援センター条例(平成27年三豊市条例第31号) 一部改正 新旧対照表(抄)

| 改正後(案) | | 現 行 | |
|---|-------------------|---|----------------------------------|
| (名称及び位置) 第2条 子育て支援センターの名称及び位置は、次のとおりとする。 | | (名称及び位置) 第2条 子育て支援センターの名称及び位置は、次のとおりとする。 | |
| 名称 | 位置 | 名称 | 位置 |
| (削除) | | 三豊市高瀬地域子育て支援センター | 三豊市高瀬町上高瀬751番地24 |
| 三豊市豊中地域子育て支援センター | 三豊市豊中町笠田笠岡2536番地1 | 三豊市豊中地域子育て支援センター | 三豊市豊中町笠田笠岡2536番地1 |
| 三豊市仁尾地域子育て支援センター | 三豊市仁尾町仁尾丁636番地1 | 三豊市仁尾地域子育て支援センター | 三豊市仁尾町仁尾丁636番地1 |

【議案第36号関係】

三豊市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(平成18年三豊市条例第55号) 一部改正 新旧対照表(抄)

| 改正後 (案) | | 現 行 | |
|---------------------|------------------|---------------------|-----------------|
| 別表(第2条関係) (単位:円) | | 別表(第2条関係) (単位:円) | |
| 区分 | 報酬額 | 区分 | 報酬額 |
| 略 | | 略 | |
| 鳥獣被害対策実施隊員 | 年額 <u>10,000</u> | 鳥獣被害対策実施隊員 | 年額 <u>2,000</u> |
| 略 | | 略 | |
| 備考 略 | | 備考 略 | |

【議案第37号関係】

三豊市市営住宅設置及び管理条例(平成18年三豊市条例第202号) 一部改正 新旧対照表(抄)

| 改正後(案) | 現 行 |
|---|--|
| <p>(公募の例外)</p> <p>第5条 市長は、次に掲げる事由に係る者を公募を行わず、市営住宅に入居させることができる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 令第5条各号に掲げる事由</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(改良住宅等入居者の資格)</p> <p>第7条 改良住宅に入居することができる者は、前条第1号から第4号まで及び第6号の規定に該当し、改良管理要領第11第1項及び第2項に規定するいずれかの条件を具備する者とする。また、更新住宅にあつては改良住宅改善要綱第13第1項各号に規定する条件を具備する者とする。ただし、改良住宅等に入居できる者が入居せず、又は居住しなくなった場合については、前条の規定に基づいて入居者を決定することができる。</p> <p>(同居の承認)</p> <p>第15条 市営住宅の入居者は、当該市営住宅への入居の際に同居した親族以外の者を同居させようとするときは、規則で定めるところにより、市長の承認を得なければならない。ただし、出生により親族となるものを除く。</p> <p>(市営住宅の明渡請求)</p> <p>第41条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 市長は、第1項第1号の規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対して、入居した日から請求の日までの期間については、近傍同種の住宅の家賃の額とそれまでに支払を受けた家賃の額との差額に第20条第2項に規定する納期限の翌日における民法(明治29年法律第89号)第404条に定める法定利率による支払期後の利息を付した額の金銭を、請求の日の翌日から当該市営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎</p> | <p>(公募の例外)</p> <p>第5条 市長は、次に掲げる事由に係る者を公募を行わず、市営住宅に入居させることができる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第59条の規定に基づく都市計画事業、土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第3条第3項若しくは第4項の規定に基づく土地区画整理事業又は都市再開発法(昭和44年法律第38号)に基づく市街地再開発事業の施行に伴う住宅の除却</p> <p>(6) 土地収用法(昭和26年法律第219号)第20条(第138条第1項において準用する場合を含む。)の規定による事業の認定を受けている事業又は公共用地の取得に関する特別措置法(昭和36年法律第150号)第2条に規定する特定公共事業の執行に伴う住宅の除却</p> <p>(7) 現に市営住宅に入居している者(以下この号において「既存入居者」という。)の同居者の人数に増減があったこと、既存入居者又は同居者が加齢、病気等によって日常生活に身体の機能上の制限を受ける者となったことその他既存入居者又は同居者の世帯構成及び心身の状況からみて市長が入居者を募集しようとしている市営住宅に当該既存入居者が入居することが適切であること。</p> <p>(8) 市営住宅の入居者が相互に入れ替わることが双方の利益となること。</p> <p>(改良住宅等入居者の資格)</p> <p>第7条 改良住宅に入居することができる者は、前条第1号から第4号まで及び第6号の規定に該当し、改良管理要領第11第1項及び第2項に規定するいずれかの条件を具備する者とする。また、更新住宅にあつては改良管理要領第11第3項に規定する条件を具備するものでなければならない。ただし、改良住宅等に入居できる者が入居せず、又は居住しなくなった場合については、前条の規定に基づいて入居者を決定することができる。</p> <p>(同居の承認)</p> <p>第15条 市営住宅の入居者は、当該市営住宅への入居の際に同居した親族以外の者を同居させようとするときは、規則で定めるところにより、市長の承認を得なければならない。</p> <p>(市営住宅の明渡請求)</p> <p>第41条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 市長は、第1項第1号の規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対して、入居した日から請求の日までの期間については、近傍同種の住宅の家賃の額とそれまでに支払を受けた家賃の額との差額に年5パーセントの割合による支払期後の利息を付した額の金銭を、請求の日の翌日から当該市営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎</p> |

月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下の金銭を徴収することができる。

4 略

別表(第3条関係)

1 公営住宅

- 高瀬地区 略
- 山本地区 略
- 三野地区 略
- 豊中地区 略
- 詫間地区

| 名称 | 建設年度 | 位置 | 構造 | 戸数 | 備考 |
|------|--------|--------------|-------|----|----|
| 中郷団地 | 昭和36年度 | 詫間町詫間1213番地2 | 木造平屋建 | 3 | |
| 的場団地 | 昭和36年度 | 詫間町詫間339番地 | 木造平屋建 | 3 | |
| 略 | | | | | |

- 仁尾地区 略
- 財田地区 略
- 2 改良住宅
- 高瀬地区 略
- 山本地区 略
- 豊中地区 略
- 仁尾地区

| 名称 | 建設年度 | 位置 | 構造 | 戸数 | 備考 |
|-------|--------|-------------|-----------|----|----|
| 略 | | | | | |
| 仁尾浜団地 | 昭和58年度 | 仁尾町仁尾辛41番地6 | 簡易耐火構造二階建 | 4 | |

3・4 略

月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下の金銭を徴収することができる。

4 略

別表(第3条関係)

1 公営住宅

- 高瀬地区 略
- 山本地区 略
- 三野地区 略
- 豊中地区 略
- 詫間地区

| 名称 | 建設年度 | 位置 | 構造 | 戸数 | 備考 |
|------|--------|--------------|-------|----|----|
| 中郷団地 | 昭和36年度 | 詫間町詫間1213番地2 | 木造平屋建 | 5 | |
| 的場団地 | 昭和36年度 | 詫間町詫間339番地 | 木造平屋建 | 9 | |
| 略 | | | | | |

- 仁尾地区 略
- 財田地区 略
- 2 改良住宅
- 高瀬地区 略
- 山本地区 略
- 豊中地区 略
- 仁尾地区

| 名称 | 建設年度 | 位置 | 構造 | 戸数 | 備考 |
|-------|--------|-------------|-----------|----|----|
| 略 | | | | | |
| 仁尾浜団地 | 昭和58年度 | 仁尾町仁尾辛41番地6 | 簡易耐火構造二階建 | 10 | |

3・4 略

【議案第38号関係】

三豊市定住促進住宅設置及び管理条例(平成28年三豊市条例第31号) 一部改正 新旧対照表(抄)

| 改正後 (案) | 現 行 |
|---|---|
| <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 収入 公営住宅法施行令(昭和26年政令第240号。<u>以下「令」という。</u>)第1条第3号に規定する収入又は特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則(平成5年建設省令第16号)第1条第3号に規定する所得をいう。</p> <p>(名称、位置等)</p> <p>第3条 定住促進住宅の名称、位置、構造等は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 位置 <u>三豊市高瀬町比地中1447番地7</u></p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>(公募の例外)</p> <p>第5条 市長は、次に掲げる事由に係る者を公募を行わず、定住促進住宅に入居させることができる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(3) 令第5条各号に掲げる事由</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p><u>(4) 前3号</u>に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める者</p> <p>(敷金)</p> <p>第19条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項に規定する敷金は、入居者が定住促進住宅を明け渡すとき、これを還付する。ただし、未納の家賃、<u>共益費、駐車場の使用料又は損害賠償金</u>があるときは、敷金のうちからこれを控除した額を還付する。</p> <p>4～6 略</p> | <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 収入 公営住宅法施行令(昭和26年政令第240号_____)第1条第3号に規定する収入又は特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則(平成5年建設省令第16号)第1条第3号に規定する所得をいう。</p> <p>(名称、位置等)</p> <p>第3条 定住促進住宅の名称、位置、構造等は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 位置 <u>三豊市高瀬町比地中1447番7</u></p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>(公募の例外)</p> <p>第5条 市長は、次に掲げる事由に係る者を公募を行わず、定住促進住宅に入居させることができる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(3) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第59条第1項の規定に基づく都市計画事業、土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第3条第3項若しくは第4項の規定に基づく土地区画整理事業又は都市再開発法(昭和44年法律第38号)に基づく市街地再開発事業の施行に伴う住宅の除却</u></p> <p><u>(4) 土地収用法(昭和26年法律第219号)第20条(第138条第1項において準用する場合を含む。)の規定による事業の認定を受けている事業又は公共用地の取得に関する特別措置法(昭和36年法律第150号)第2条に規定する特定公共事業の施行に伴う住宅の除却</u></p> <p><u>(5) 現に入居している者(以下この号において「既存入居者」という。)の同居者の人数に増減があったこと、既存入居者又は同居者が加齢、病気等によって日常生活に身体の機能上の制限を受ける者となったことその他既存入居者又は同居者の世帯構成及び心身の状況からみて市長が入居者を募集しようとしている定住促進住宅に当該既存入居者が入居することが適切であること。</u></p> <p><u>(6) 入居者が相互に入れ替わることが双方の利益となること。</u></p> <p><u>(7) 前各号</u>に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める者</p> <p>(敷金)</p> <p>第19条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項に規定する敷金は、入居者が定住促進住宅を明け渡すとき、これを還付する。ただし、未納の家賃、<u>共益費又は駐車場の使用料</u>があるときは、敷金のうちからこれを控除した額を還付する。</p> <p>4～6 略</p> |

(定住促進住宅の明渡請求)

第27条 略

2 略

3 市長は、第1項第1号の規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対して、入居した日から請求の日までの期間については、近傍同種の住宅の家賃の額とそれまでに支払を受けた家賃の額との差額に 第17条第2項に規定する納期限の翌日における民法(明治29年法律第89号)第404条に定める法定利率による支払期後の利息を付した額の金銭を、請求の日の翌日から当該定住促進住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下の金銭を徴収することができる。

4 略

(定住促進住宅の明渡請求)

第27条 略

2 略

3 市長は、第1項第1号の規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対して、入居した日から請求の日までの期間については、近傍同種の住宅の家賃の額とそれまでに支払を受けた家賃の額との差額に 年5パーセントの割合による支払期後の利息を付した額の金銭を、請求の日の翌日から当該定住促進住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下の金銭を徴収することができる。

4 略

【議案第39号関係】

三豊市事業所内子育て支援環境整備推進事業補助金審査委員会設置条例を廃止する条例 新旧対照表(抄)

【附則第2項関係】 三豊市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(平成18年三豊市条例第55号) 一部改正

| 改正後 (案) | | 現 行 | |
|---|----------|------------------------------------|-----------------|
| 別表(第2条関係) (単位：円) | | 別表(第2条関係) (単位：円) | |
| 区分 | 報酬額 | 区分 | 報酬額 |
| 略 | | 略 | |
| 特定教育・保育施設等の利用に関する選考委員会委員 (削除) | 日額 8,000 | 特定教育・保育施設等の利用に関する選考委員会委員 | 日額 8,000 |
| | | <u>事業所内子育て支援環境整備推進事業補助金審査委員会委員</u> | 日額 <u>8,000</u> |
| 就学前教育・保育検討委員会委員 | 日額 8,000 | 就学前教育・保育検討委員会委員 | 日額 8,000 |
| 略 | | 略 | |